

～海運・鉄道・航空事業者の皆様へ～

地球温暖化対策税の還付制度について

平成24年7月
(令和5年7月改訂)
国土交通省

I. 地球温暖化対策税の創設

地球温暖化対策を進める観点から、石油石炭税の税率に上乗せされる「地球温暖化対策税」が創設され、以下のとおり平成24年10月1日より段階的に施行されています。

【「地球温暖化対策のための課税の特例」の税率】

課税物件	本則税率	H24年10/1～H26年3/31	H26年4/1～H28年3/31	H28年4/1～
原油・石油製品 [1kl当たり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1t当たり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1t当たり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

※()は石油石炭税の税率。

II. 地球温暖化対策税の還付制度の創設

運輸部門に関しては、環境負荷の少ない大量輸送機関としての活用を推進する観点及び公共交通機関として国民生活を支えている役割に鑑み、**海運、鉄道、航空分野において平成24年10月1日から令和8年3月31日までに以下の特定の用途に供した石油製品につき、地球温暖化対策税が還付される**こととなっています。

【還付対象となる特定用途石油製品】

- 内航運送の用に供する軽油及び重油
 - 一般旅客定期航路事業の用^(※)に供する軽油及び重油
 - 鉄道事業の用に供する軽油
 - 国内定期航空運送事業の用に供する航空機燃料
- (※)ただし遊覧の用は除く

III. お問い合わせ先等

地球温暖化対策税の還付制度についてご不明点等ございましたら、ホームページをご覧の上、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

●地球温暖化対策税の還付制度関連ホームページ

(URL) http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000011.html

○内航運送の用に供する軽油及び重油関連

国土交通省 海事局 内航課 TEL. 03-5253-8627

○一般旅客定期航路事業の用に供する軽油及び重油関連

国土交通省 海事局 内航課 旅客航路活性化推進室 TEL. 03-5253-8625

○鉄道事業の用に供する軽油関連

国土交通省 鉄道局 総務課 企画室 TEL. 03-5253-8526

○国内定期航空運送事業の用に供する航空機燃料関連

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 航空事業課 TEL. 03-5253-8706